

石 財 政 第 5 3 号
令和6年10月17日

各 部 局 長 様

財 政 部 長

令和7年度予算編成方針について

令和7年度予算編成方針を別紙のとおり定めましたので、各部局におかれましては内容を十分にご理解頂くとともに、予算編成に係る各種作業について遺漏の無いようよろしくお願いします。

(財政課財政担当)

令和7年度 予算編成方針



令和 6年10月
財 政 部



目 次

I	重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	予算編成の基本方針・・・・・・・・	P 2
III	財政収支見通し（仮置き）・・・・	P 7
IV	予算編成スケジュール・・・・・・・・	P 8



I 重点施策

令和7年度予算編成にあたっては、以下の重点施策に基づき、市民生活に寄り添った行政サービスの充実と地域経済の発展に資する施策を推進する「成長型予算」として編成することとする。

(1) 「こどもまんなかまちづくり」の推進

(2) 脱炭素による地域発展等の実現

(3) 地域の魅力向上と選ばれるまちづくり

(4) 地域共生社会の実現

(5) DXによる市民生活の利便性向上

(6) 持続可能な地域社会の構築と産業振興

(7) 社会インフラの強靱化



Ⅱ 予算編成の基本方針

(1) 予算編成の基本的な考え方

(2) 各部局からの予算要求について

(3) 部局間連携及び民間団体等との協働の推進

(4) 時代の変化に応じた財源・資源の掘り起こしの徹底



(1) 予算編成の基本的な考え方

- ◎「第5期総合計画」に掲げる目標の達成に向けた施策を推進する。
- ◎「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組状況を踏まえ、次期計画を見据えた事業展開と施策を推進する。
- ◎「重点施策方針」に則った事業を推進し、効果的な政策の融合と戦略的な施策の展開を図る。
- ◎「財政運営指針」に基づき、市債発行による将来負担の適切な管理に努め、持続可能な行財政基盤を構築する。
- ◎「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の現状把握と次世代に過度な負担を残すことのない公共施設等の最適配置の実現に努める。



(2) 各部局からの予算要求について

- ◎客観的なデータ・根拠に基づいた事業構築を行うとともに、事業の必要性や効果、課題等を整理・検証し、前年度と同内容の要求であっても、経常的経費を含めその内容を十分吟味し、説明責任を果たすよう努めること。
- ◎予算編成にあたっては「枠配分方式」を採用することとし、各部局長の徹底したマネジメントの下、配分枠に収めた上で予算要求すること。
- ◎物価や人件費上昇の状況を踏まえ、行政運営に支障をきたさないよう、状況の変化に適切に対応した予算要求に努めること。
- ◎新規ソフト事業の予算要求は特定財源の確保を基本とし、特定財源を見込めない単独事業は、既存事業の見直し等により財源を捻出すること。



(3) 部局間連携及び民間団体等との協働の推進

◎部局間連携が求められる課題に対しては、関係部局間で十分な協議・調整を行い、状況に応じ、複数の課や部局が連携して予算要求を行うこと。

◎課題解決に向け、関係部局や市民団体等との協議の経緯や調整の過程、議会議論等を明確化し、課題の整理と議論の熟度を高めた上で予算要求を行うことを徹底する。

◎多様化する行政課題・地域課題の解決に向け、市民団体や企業等との協働に努めるとともに、ステークホルダーの声を的確に把握することで、複眼的な事業構築を推進する。



（４）時代の変化に応じた財源・資源の掘り起こしの徹底

◎「DX・GXの推進」「人への投資」「地方への人の流れの強化」「防災・減災の取組の強化」「こども・子育て支援や地域医療の確保」等、国が重要課題として掲げる施策については、より有利な特定財源の確保に努めること。

◎今後実施が見込まれる国の経済対策（2024年度補正予算）による補助事業のほか、国・道のホームページ、官庁速報（iJAMP）等を活用した情報の捕捉に努めること。

◎ふるさと納税（企業版含む）の受け入れ拡大やクラウドファンディング等の民間活力獲得につながるような、魅力ある事業を構築すること。

◎これまでの民間企業との連携協定を活用した事業構築を推進すること。

■主な実績：【明治安田生命保険相互会社】健康増進イベント、アンガーマネジメント講座開催、【第一生命保険株式会社】海岸清掃でのごみ袋提供、がん予防Webセミナー開催、【株式会社レバンガ北海道】試合でのPRブース設置、試合に石狩市民招待、【三井住友海上火災保険株式会社】地方創生“e”フェスタ出展、スマ保災害時ナビの提供、被災者生活再建支援サポートの提供など



Ⅲ 財政収支見通し（仮置き）

（単位：百万円）

歳入				歳出			
項目	R 7見込	R 6見込	増減	項目	R 7見込	R 6見込	増減
市税	10,212	9,820	392	人件費	4,210	4,207	3
地方譲与税・交付金	2,325	2,517	▲192	公債費	2,949	2,926	23
地方交付税	7,592	7,393	199	扶助費	8,111	9,185	▲1,074
臨時財政対策債	103	61	42	特別会計支出金	2,999	2,969	30
前年度繰越金	1	404	▲403	一部事務組合負担金	1,450	1,515	▲65
財政調整基金取崩	0	602	▲602	基金積立金	1,310	1,310	0
その他一般財源	1,343	2,030	▲687	投資的経費	5,321	3,703	1,618
特定財源	14,773	15,527	▲754	その他経常経費等	10,649	12,539	▲1,890
うち市債	4,285	3,052	1,233	合計②	36,999	38,354	▲1,355
合計①	36,349	38,354	▲2,005	①－②(財源不足額)	▲650	0	



IV予算編成スケジュール

令和6年

11月 6日(水)	予算要求書提出期限（経常・政策いずれも）
11月11日(月)～12日(火)	第1回市長ヒアリング（概要説明）
11月18日(月)～	財政課ヒアリング
12月中旬～	財政部長ヒアリング

令和7年

1月上旬	第2回市長ヒアリング（予算査定）
1月下旬	地財計画、最終調整
1月下旬	予算案内示、予算案確定
2月上旬	報道発表

令和7年度 重点施策方針

令和6年10月15日

1 基本方針

国における「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」においては、少子高齢化、人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げている。

また、地方創生の取組を振り返った「地方創生10年の取組と今後の推進方向」においては、人口減少下にあっても、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりを進めるため、従来の取組を超える新たな発想に基づく施策を検討・実行していくことにより、一人ひとりが多様な幸せを実現する社会を目指すことが重要であるとされている。

「第5期総合計画」や「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、市民生活を取り巻く環境変化や社会変容に対応した施策を引き続き推進するとともに、国の進める施策や企業活動の動きを見据え、本市の強みを活かした施策を引き続き行っていく必要がある。

以上の認識を踏まえ、次年度の予算編成にあたっては、以下に掲げる項目を重点施策と位置付ける。関係部局が相互に連携し、市民生活に寄り添った行政サービスの充実及び地域経済の発展に資する施策の実施に全力で取り組むことを基本とし、効率的な政策の融合と戦略的な施策の展開を図るものとする。

2 重点施策

【1】「こどもまんなかまちづくり」の推進

子どもの権利を尊重し、将来にわたってその権利が保障されることを目指した「石狩市こどもの権利条例」の制定が予定されている。また、「石狩市子どもビジョン」や「石狩市教育プラン」、「石狩市教育大綱」の改定が予定されており、それらの新計画等もスタートする。

令和7年度は、「こどもまんなかまちづくり」を進めていく上で重要な年であり、子どもの権利擁護や子育て支援、良好な教育環境づくりについて、こども家庭センターの設置、子ども医療費の助成対象年齢の引上げ、学校への冷房設備設置など必要な施策を推進する。

【2】脱炭素による地域発展等の実現

日本は、国際的な枠組みの下で、地球温暖化対策と経済成長の両立を目指している。本市は、地域脱炭素の先進的な取組を行う地域として国が選ぶ「脱炭

素先行地域」に選定された。

石狩湾新港地域のREゾーンは、再エネの地産地活によるデータセンター等の誘致が計画されていることから、引き続きREゾーンに立地する企業への支援や再エネ供給スキームの確立を進める。また、市内中心核エリアにおける公共施設の脱炭素化を推進する。

洋上風力発電事業については、国のエネルギー・環境政策を踏まえ、石狩市沖が早期に国の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定されるよう着実に取組を進める。

これら脱炭素の取組による地域発展と市民福祉の向上を目指し引き続き必要な施策を推進する。

【3】地域の魅力向上と選ばれるまちづくり

これまで、人口減少の緩和と地域経済発展性の向上、将来にわたって持続性の高い地域社会の構築を目指した取組を行ってきた。本市の人口は、全国的な傾向と同様に減少傾向であるものの、社会増が続いている。引き続き「住んで良かった、住みたいと思われる魅力あるまちづくり」を目指し、地域の魅力向上を図るために必要な施策を推進する。

【4】地域共生社会の実現

高齢者、障がい者、子ども、性的マイノリティを含む全ての人々がお互いに支え合いながら、健康でしあわせに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指す。また、外国人住民の増加など社会構造の変化の中で、誰もが、住み慣れた地域で安心して、生きがいや尊厳を持って暮らすことができるように必要な施策を推進する。

【5】DXによる市民生活の利便性向上

デジタル技術の徹底活用により、行政サービスや市役所業務を抜本的に見直す市役所のDXを推進し、誰もが安心して必要とする行政サービスを利用できる市役所の実現を目指す。

国が全国的に進める事項については計画的に対応するとともに、市民の利便性を向上させるため必要な施策を推進する。

【6】持続可能な地域社会の構築と産業振興

人口構造変化に伴う様々な分野における担い手不足の課題は、本市においても顕在化し始めており、地域経済の更なる発展と活性化、市内事業者の経営基盤の強化を図るため、国や道などと連携し、あらゆる政策や制度を有効に活用

するとともに、必要な労働力の確保に向け、多様な人材が活躍し、安心して働ける環境づくりの構築を進める。

本市における課題は各地域において異なり、持続可能な地域社会としていくためには、それぞれの地域特性や状況に合わせてその課題に対する方向性を見出していく必要がある。

厚田区・浜益区においては、地域おこし協力隊や集落支援員の活動のほか、地域の魅力やニーズを活かした活動が展開されていることから、これらの活動について引き続き支援を行う。

また、既存の観光資源のブラッシュアップに加え、新たな魅力を発掘・発信するとともに、移住・定住に向けた受入環境の充実を図るなど、交流人口の増加による賑わいのあるまちづくりを進める。

各地域の状況に応じて持続可能な地域社会の構築と産業振興が図られるために必要な施策を推進する。

【7】社会インフラの強靱化

激甚化・頻発化する自然災害やインフラの老朽化から市民の生命・暮らしを守り、魅力あるまちを持続的・安定的に次世代につなげるため、インフラの強靱化に取り組む。

道路整備のほか、橋りょう、公園、河川、上下水道など、市民生活の基盤となるインフラの計画的かつ効率的な点検・修繕を実施する。また、市民生活の確保や地域経済活動を継続するため必要な施策を推進する。

以上、重点施策をあげたところであるが、上記の施策に限ることなく各種事業に取り組むものとし、新たな課題が生じた場合にあっては、即応的に、かつ前例にとらわれずに部局横断的に解決を図るものとする。